

# 困った！ ときにはまず 相談



相談名	日時	場所	相談内容	申し込み・問い合わせ ※『G』はグループの略
一日行政相談	6月15日(水) 10時～12時	登別郵便局 (JR幌別駅前)	国や特殊法人、北海道、市の 業務の苦情や意見、要望	情報推進G (☎⑤6586)
夜間・土曜納税相 談窓口	6月23日(木)・24日(金) …20時まで 25日(土)…9時～17時	税務グループ	市税や給食費、公営住宅料、 保育料などの納付(入)	税務G (☎⑤1155)
無料法律相談	7月16日(土) 9時30分～12時	鉄南ふれあいセンター	交通事故や金銭貸借、損害賠 償、離婚など	6月29日(木)までに 市民サービスG (☎⑤2139)
	7月4日(月)以降 ※本人から弁護士に相 談日を電話予約。	担当弁護士事務所	担当弁護士：増川拓さん 定員：各6人(申込順)	
くらしの無料相談 <small>北海道行政書士会室蘭支部</small>	6月25日(土) 9時30分～12時	鉄南ふれあいセンター	相続や遺言、各種契約など、 官公署に提出する書類など	6月24日(金)までに 市民サービスG (☎⑤2139)
市民生活相談	随時	市民サービスグループ	市民生活や多重債務、DV	市民サービスG (☎⑤2139)
消費生活相談	随時 ※登別消費者協会は火 ～金曜日の10時～16 時。	消費生活センター 登別消費者協会(労働 福祉センター内)	消費生活	消費生活センター (☎⑤3491) 登別消費者協会 (☎⑤8307)
人権相談所	月～金曜日 8時30分～17時15分	札幌法務局室蘭支局 (室蘭市入江町)	人権問題や家族問題、金銭ト ラブル、うわさや暴言による 嫌がらせ、雇用や給与の問題、 いじめや体罰、差別など	札幌法務局室蘭支局 (☎⑤5111)
障がいのある方 の就労相談窓口	6月16日(木) 14時～	障害福祉グループ	障がいのある方の就労 障がいのある方の雇用	6月9日(木)までに 障害福祉G (☎⑤3732)
子ども虐待相談	月～金曜日 9時～17時30分	子ども虐待相談室 (市役所1階7番窓口)	子どもへの虐待について	子ども虐待相談室 (☎⑤6677)
無料労働相談	月～金曜日(祝日 を除く)10時～16時	登別労働会館 (千歳町3丁目)	解雇や労働条件の引き下げ、 いじめなど	事前に連合登別 (☎⑤3337)
	6月15日(水)・30日(木) 10時～16時	鉄南ふれあいセンター		希望日の1週間前までに 連合登別 (☎⑤3337)

児童虐待に気づいたら…

## すぐに通報・相談を

子どもへの虐待は、『人権を著しく侵害する行為』です。

親が『しつけ』と思っても『子どもの心身を傷つけ、発達を妨げるなど子どもの成長に有害な影響を与える行為』は虐待であり、親権などによって正当化されるものではありません。

虐待は、内容や頻度・程度、期間などによりますが、子どもの体だけでなく、心に深い傷を残すなど、健全な人格形成に深刻で重大な影響を与え、子どもの将来を大きく左右することになります。

虐待は、家庭で行われるケースが多いことから発見が難しく、子どもの生命が危険にさらされる場合もありますので、早期発見、早期対応が重要となります。

怒鳴り声が聞こえる

顔や体にあざや傷がある

子どもの泣き声や悲鳴が絶えない

服装が汚れ、体が不潔である

いつもお腹を空かせている

親が子どもを残し、頻繁に外出をする

このようなときは虐待の疑いがあります

ので、速やかに連絡してください。

・子ども虐待相談室 ☎⑤6677

※休日・夜間は、☎⑤2111

・室蘭児童相談所 ☎④4152

・緊急を要する場合は、110番通報・最寄りの警察署・交番